

○うるま市水道料金減免要綱

平成17年4月1日

水道事業告示第5号

(趣旨)

第1条 この告示は、うるま市水道事業給水条例(平成17年うるま市条例第157号)第28条の規定に基づき、別に定めがあるもののほか、水道料金の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

(減免適用範囲)

第2条 水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)は、水道使用者等の善良なる管理にもかかわらず、発生した次に掲げる漏水に該当する場合は、水道料金を減免することができる。

- (1) 給水管の埋設部分に係る発見困難な地下漏水
- (2) 屋内部分で管理者が発見困難と認める給水管からの漏水
- (3) 暴風、豪雨、洪水、地震その他の異常な自然現象及び火災による給水管の破損による漏水

(適用除外)

第3条 次の各号に該当する場合の漏水は、減免対象としない。

- (1) 水道使用者又は第三者の過失による漏水
- (2) 漏水の事実を知り、点検時に漏水の報告を受けたにも関わらず、その処置を怠った漏水
- (3) 給水装置の新設又は改造工事の施工後2年以内の漏水
- (4) 減免の適用決定後1年以内の漏水
- (5) 蛇口、水洗トイレ、受水槽等又は給湯器等の給水器具等の故障による漏水
- (6) 漏水箇所の修繕又は改善工事が速やかに完了していない漏水

(減免の申請)

第4条 前条の規定により料金の減免を受けようとする者は、水道料金減免申請書(別記様式)を管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出期限は、次条に規定する修理の完了した日から2箇月以内とす

る。

(漏水の修理)

第5条 第2条に規定する漏水を確認したときは、早急にうるま市水道事業指定給水装置工事業者に修理させなければならない。

(減免の算定方法)

第6条 第2条に規定する漏水の水量減免算定方法は次項のとおりとし、減免の対象となる期間は1検針期間(量水器検針の翌日から次の検針日までをいう。)とする。

- 2 漏水月の使用水量が月平均使用水量(前2箇月間の平均数値)を超えたときは、その漏水月の使用水量から月平均使用水量を差し引いた使用水量に2分の1を乗じた数値に係る水量を減免するものとする。この場合において、減免水量の計算により1立法メートル未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。

算式：減免水量＝(漏水月の使用水量－月平均使用水量)×(2分の1)

- 3 前項に規定する減免水量は500立方メートルを超えないものとする。
- 4 前2項の規定に関わらず特別な事情がある場合は、管理者が別に定める。

(補則)

第7条 この告示に定めのない事項については、その都度管理者が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の具志川市水道料金減免要綱(昭和61年具志川市水道事業管理要綱第1号)又は勝連町水道料金の軽減又は免除に関する規則(平成12年勝連町規則第25号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年4月20日水道事業告示第8号)

この告示は、平成19年5月1日から施行する。

附 則(平成21年8月20日水道事業告示第36号)

この告示は、平成21年11月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日水道事業告示第14号)

(施行期日)

- 1 この告示は平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示施行の際、改正前のうるま市水道料金減免要綱の規定によりなされた手続き、処分その他の行為は、改正後のうるま市水道料金減免要綱の規定によりなされたものとする。

附 則 (平成30年5月10日水道事業告示第21号)

この告示は平成30年6月1日から施行する。